

II. 大学が産学連携に取り組んできた背景

「大学を第二の人生に」と考えている知財関係の方から、産学連携の背景について訊かれることが結構あるので、この機会に触れておきたい。

1980年代から、産業界と大学や研究機関の連携が功を奏している諸外国の情報が入り始め、政府の施策として、1983年に大学と民間との共同研究制度の発足、1987年に学内に企業と連携を図れる共同研究センターの設置等、国立大学を中心に、産学連携の土壌ができ始めた。

1998年に大学等の技術移転促進法、翌年産業活力再生特別措置法（通称日本版バイドール法）の制定、その実行機関として受け皿になるTLO（技術移転機関）が、公募で43機関設置された（残念ながら、経営難から現在は30機関にまで減少しているが、山口TLOも含め、残っている機関はなんとか頑張っている）。

2000年に入り、大学の研究成果の活用を図るための役員兼業の承認の開始、2002年から大学等の研究成果や人材を原資とした大学発ベンチャーの支援制度の創設、同じ時期に内閣官房主導で知的財産の「創造、保護、活用」を図ることは、大学において責務であると明記された知的財産基本法の制定、これは大学知財担当者の活動のいわばバックボーンになっている。

次いで2003年には、文科省事業として、大学等における知的財産を戦略的に実施する体制整備を目的にした「大学知的財産本部整備事業」が、全国43大学等で、国立大学法人化に呼応する形で開始された。

当方は、これらの知識がないまま渦中に入り、大学での知財整備がゼロからのスタートであることを、現場で初めて知ることになった。この世界に飛び込もうとされている方には、機会を見つけてはご紹介するようにして、事前に文化の異なる大学関連情報を知って頂き、当方のように悩んだり、心が折れることないようにして頂きたい。その上で知財に詳しい皆様方に参画して頂けると、大学等に求められている「イノベーション推進」や「社会貢献への寄与」による「地域の活性化」等が、更に図れるに違いないと確信する。

III. 産学連携事業から見た特許法

知財専門家の皆様にとって興味があると思われる「特許法」について、産学連携事業から幾つか眺めてみたい。

(1) 特許法 35 条(職務発明)

知財関係者には馴染みがあるこの条文に、大学業務に就くなり、悩ませられるのである。使用者（大学）の業務範囲とは？従業者（教職員）の職務とは？法人化以降、新しく加わった大学の責務「社会貢献」の名の下に様々な業務や職務が発生し、自身の発明を職務発明に相当しないと主張など、発明の機関帰属を巡ってのトラブルが各地の大学で散見された。そこで大学の職務発明について「大学から、あるいは公的に支給された研究経費を使用して大学において行った研究又は大学の施設を利用して行った研究の結果生じた発明」とする独自の定義が為されたのである。

これは2003年の科学技術・学術審議会産学連携推進委員会での報告書の中の「新時代の産学官連携の構築に向けて」で提唱され、これにより業務や職務の論争が解消されることとなった。ただ、このような情報も、官報や通達で知らされることが多くないことから、大学、特に霞が関から遠い地方大学の知財担当者にとって、常に文科行政・施策等について情報収集しておくことは、重要な仕事の一つとなる。これから大学知財の立ち上げに参画される方は、これを踏まえて職務発明取扱規則等を作られることをお勧めしたい。

また、2015年の改正における「特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属する」についても触れておきたい。これは、大学の知財管理からするとフォローの風となった。権利譲渡のプロセスを経て帰属させていたものが、いきなり大学に帰属することになったことで、管理責任が大学に転嫁されることになったからである。例えば、研究データの捏造問題。万が一そのことが生じた場合には、捏造データに基づいて取得した特許は、特許法197条で罰金や収監が課せられる。しかもこの収監は発明者でなく、使用者つまり学長や理事長になるのである。

これを大学事務組織に説明すると皆ビックリ。すかさず「大学の知財管理は、大学の信用を守るために必須のものであって、知財は趣味趣向の話ではない」と畳み掛ける。すると知財を演も引っかけなかった首脳陣が、一転、納得してくれるのである。大学の運営は、ほとんど事務組織（教授陣ではない）が担っており、知財整備事業の運用には、彼／彼女らの理解を得ることが得策である。実施料等獲得も重要であるが、最重要事項は、信用力に直結する「リスク管理」すなわち知財管理の充実であることを認識してもらうのである。

(2) 特許法 36 条, 38 条, 49 条, 123 条(発明者認定問題)

企業でほとんど耳にすることのない「発明者認定をめぐる問題」が、大学では起き、時に訴訟にまでなっている。大学が、事務組織を除き、教育・研究の自由をモットーに無管理状態であることに起因するとも言われている。産学連携活動で推奨される共同研究は、複数の研究者や機関が絡むため、①発明者でない者が入ったり、②発明者でありながら排除されることが、時に生じている。

発明者を論文共著者と同様に捉える大学での傾向が、①のケースに繋がる。研究者には、発明創作届を受け取るたびに、判例からまとめた「真の発明者」のメモを渡し、注意を喚起して来た。「なぜ、こんな大事なことが法律に明記されていないか」と、尤もな不満をぶつけて来る研究者も少なくない。大学の研究現場では、自由環境の中、研究活動における研究者や研究補助者(助教, ポスドク, 院生, URA, CD 等)の役割が明確でないことが多い。現実的には考えにくいだが、発明届に発明者表記違反(特36条1項2号, 同17条3項, 同18条1項による方式指令)が仮にあったとしても、人材育成現場であることを鑑みて、あまり目くじらを立てて追及しないようにしている。

問題が深刻なのは②のケースである。除外された真の発明者は発明創出過程の情報をしっかり持っている当事者であり、共同出願違反(特38条, 123条1項2号)か、冒認出願(特49条7号, 123条1項6号)が判明すれば、出願は拒絶、登録後は無効になる。このケースは、共同研究の増加とともに残念ながら増えており、訴訟まで行く事態も生じている。研究者には、知財部署における研究現場の状況や共同研究契約書等の把握に協力を求め、「発明者を守るため」と丁寧に説明している(山口大学では、対応手段としてコクヨと共同で研究ノートを開発し、共同研究等契約時に研究者へ配布している。

その活用を浸透させることが組織的リスク管理にも繋がると考える)。

(3) 特 73 条(共有に係る特許権)

大学の英知を社会全体で利活用しようとすることは、先に述べた技術移転促進法等に、大学の社会貢献と併せて明示された。法人化以前は、学会発表、兼業での学術指導等、契約のない個人ベース程度であったが、法人化以降は、組織的に取り組むことになり、大きく分けると以下の二つのパターンとなった。

- ①大学内で生み出した研究成果は、大学で単独特許取得し、必要とする企業に移転(譲渡、実施許諾等)したり、大学発ベンチャー立ち上げを支援する
- ②大学の英知を携えた研究者と、資金(共同研究費等)を携えた企業の研究者が、協力して共同研究成果を創出、共同で特許取得し、企業で製品化や事業化等を図る

法人化直後には、多くの大学は①のパターンから手掛けた。知財担当者が研究室に出向き、発明を発掘して、特許出願にこぎつける、という作業を繰り返すのである。教員は業績評価の論文に日々注力しており、特許取得のために研究する者は、まずいない(大学教員のミッションは研究と教育であり、特許取得は自由裁量である)。そのため、知財担当から教員へのアプローチは不可欠で、これには多くの時間と手間を要した。

そのうち産学連携活動が行政面からも推奨され始め、教員自身も研究費獲得の必要性から、知財としての価値を見出すようになり、徐々に②のパターンが増え始めた。同時にこれは、大学知財における共同研究の知財管理の増加に繋がり、研究室に出向いての発掘作業が手薄になる原因の一つとなった。

そんな折、昨年、岸田政権が「スタートアップ創出元年」と位置づけ、起業化のコア技術創出にも即戦力が必要となってきた。大学におけるコア技術(発明)発掘が再び注目されるようになり、改めて大学単独研究からの発明発掘のスキームに、知財部署や URA 等への期待が寄せられている。

実施の段階になると、また新たな問題が生じた。共有特許権は、双方が自由に実施(製造、販売等)を可能とする規定が特 73 条 2 項にある。ところが国立大学には国立大学法人法により、製造や販売等の事業ができない制約がある(私立大、公立大は大学ごとの建学の精神等で対応されていることから、これらの大学との産学連携を予定している企業等は、事前に調べておく必要がある)。この制約により、大学が収益をあげる道は少ない。共有特許権者の企業に「当該特許の事業化で収益が上がれば、大学にも還元してほしい」と交渉(お願い)するものの、「双方自由に実施可能なので支払う義務はない」と反論される。これがいわゆる「不実施補償交渉」で、大学の知財契約担当者が今でも頭を痛めている問題である。因みに山口大学の場合、どうしても支払いに応じてくれそうもない企業に対しては、河岸を変えて、共同研究費の上積み交渉をする。研究開発の枠であれば、直接製品コスト等に跳ね返りにくいことから、承諾してくれる企業が意外とあり、教員もウエルカムである。この戦術は、企業の担当者が、そっと耳打ちしてくれたもので、日頃からの企業とのコミュニケーションが如何に大切かを物語っている。

(4) 特許法第 1 条(発明利用の精神)

この条文の解釈には、当方のやや願望バイアスもかかっていることをご容赦頂きたい。特許法の目的

に「……発明の保護及び利用を図ることにより……もつて産業の発達に寄与する……」（下線筆者）とある（特許庁在職中は、「発明の保護」しか視野に入っていなかった）。ここで言う「利用」とは、第三者に対し、公開された発明を利用する機会を与えるものである（逐条解説）。文科省や経産省は、大学等で生まれた研究成果を産業界に移転し、利用を図るための「大学等技術移転促進法」を錦の御旗に、大学等の産学連携事業を推進して来た。今では移転対象の研究成果は、ほとんど特許化されており、「発明の利用と同義ですよ」と文科省や経産省の役人に話すと、驚きつつも納得してくれる。

特許庁は、これまで大学に対し、知財アドバイザーや知財戦略デザイナー、知財プロデューサー、現職の審査官・審判官を大学に派遣し、大学の産学連携活動を支援してきた実績がある。しかしながら、産学連携関連の国の審議会やシンポジウム等には、これまでなんとなく圏外状態で（最近は少し変わって来ているが）、我々特許庁 OB からすると、寂しい気がしてならない。特許法の基本精神を錦の御旗として、もっとアピールしていいのではないかと思うところである。これについてご意見を頂ければ幸いである。

IV. 山口大学の知財教育

大学関係者や知財関係者からよく訊かれるのが、知財教育体制であるので、それについても少し触れておきたい。

山口大学は、2013 年より知財を全学生の必修科目として知財教育に注力して来た（実はそれ以前からも、学生向けに特許情報検索インストラクター養成講座を開催）。2015 年には文科省より知財教育拠点校に認定を受け、各地の大学等に知財教育の普及を行っている（来年度からも更に 5 年間延長となった）。授業を受けた学生達が卒業し、修得した知財意識をキッカケとして、それぞれの職場で知財を創出することになれば、落ち込んだ特許出願の復活にも繋がっていくのでは、と思うと、教育の重要性を改めて感じる。

各地への普及活動の際に必ず言われるのは、「知財を教えられる教員が居らず、新たに雇用できる状況もない」。そこでアドバイスを一言「先生方の中に企業出身者がいませんか？（実際に結構いる）。大手企業ではしっかり知財研修しているので、そのスキルを活かしますよ。本学では、5名の教員が手を上げてくれて、知財センターから、教材、スライド、シラバス、試験問題等を提供し、必修授業に協力してもらっています」と。知財活動を立ち上げようとしている、特に地方大学でも、同様に「地方には人材がいなく取り組めない」と口を揃える。ここでも「本学の知財部署の立ち上げには、地元企業の知財 OB の方に協力してもらいました」。これらは、山口が誇る吉田松陰の『草莽崛起』の思想、人材はどこにでも居るといふ教えの実践なのである（これは勿論、知財に限った話ではない）。

お忙しい中、最後までお読み頂いたことと、またこの機会を頂いた INPIT の皆様に深く感謝をする次第である。ご意見ご質問が有りましたら、いつでもご連絡を。